

平成 29 年 9 月

## 貯金等規定の一部改正について

いつも、静岡県信用農業協同組合連合会をご利用いただきありがとうございます。

静岡県信用農業協同組合連合会では、ネットバンクの利便性を向上し安全にご利用いただくために、平成 29 年 10 月 1 日より貯金等規定を一部改正いたしますのでご案内申し上げます。

### 【対象となる貯金等規定】（主な変更箇所）

- ① J A ネットバンク利用規定（第 7 条 振込・振替サービス）
- ② 法人 J A ネットバンク利用規定  
（第 2 章 第 29 条 8 振込資金の返却、第 4 章 第 36 条 11 振込資金の返却）

### 【改正内容】

#### 1. 組戻対応に係る記載

J A ネットバンク及び法人 J A ネットバンクを利用して振込を実施した際、入金不能により振込先の金融機関から振込金額が返却された場合は、契約者（振込依頼人）から組戻しを受けることなく、振込金額を当該取引の支払指定口座に入金することを「J A ネットバンク利用規定」及び「法人 J A ネットバンク利用規定」上に明記します。

#### 2. その他

所要事項の文言見直し等を行います。